

## **[事案 28-320] 契約無効請求**

・平成 29 年 7 月 14 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人が、契約内容および保険料について説明をしなかったこと等を理由として、本契約の無効および既払込保険料の返還を求めて、申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 10 年 12 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払保険料を返還してほしい。

- (1) 自分は高齢であるため、資産運用（保険契約を含む。）や金銭の管理は、子が行っていた。本契約の契約手続も子が進め、自分は申込書に署名・押印を行ったものの、募集人から契約内容（特に、申立契約が終身保険であること）と保険料について説明を受けていない。
- (2) 子が死亡した際に、孫が本契約の保険証券を発見したが、自分は本契約の内容について認識がなかった。
- (3) 自分は、細かい文字の判読が困難であることから、保険証券や年 1 回郵送される契約内容の通知文書から、独力で保険会社に対して契約内容に関する認識齟齬の申出をすることは困難な状況である。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は契約内容について説明したと述べていること、申込書に申立人本人が署名押印していること等からすると、募集人は申立人に対して適切に契約内容の説明を行っていたと考えるのが自然である。
- (2) 長期間にわたり何らの申し出もなく契約が継続していたことからすると、本契約は追認されている。
- (3) 仮に、募集人が申立人に契約内容を説明せず、申立人が契約内容を認識せずに申込書に署名押印しているとすれば、契約内容の決定について長男に任せていたと考えられる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が本契約の内容を全く認識していなかったとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。